

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格非該当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があるので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和元年7月16日付けで行った、重度心身障害者手当（以下「重度手当」という。）受給資格非該当処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

年齢と共に知的障害・自閉症（合併症）がひどくなっている。毎月受診している医者からも年齢と共にひどくなるとも言われている。母から見てもひどくなる一方で、10分位の診療でこの決定は納得出来ないです。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年12月13日	諮問
令和2年1月24日	審議（第41回第3部会）
令和2年3月6日	審議（第42回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 重度手当の支給要件については、心身に条例別表（別紙1）に定める程度の重度の障害を有することが必要であるとされている（条例2条1項）。そして、重度手当の支給を受けようとする者は、受給資格について処分庁の認定を受けることとされ（条例4条）、その認定手続は、条例別表（別紙1）に定める程度の重度の障害の状態にあるか否かについて、所長が判定を行い（条例5条1項）、その結果を処分庁に報告し（規則7条1項及び2項）、処分庁は、申請及び上記報告に基づいて受給資格の有無を調査することとされている（規則8条1項及び2項）。

そうすると、請求人の障害の程度が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、本件申請書及び本件判定書の添付資料である本件診断書に記載された請求人の状況により、検討して行うのが相当と解される。

(2) 重度手当の具体的な取扱いを定めた東京都重度心身障害者手

当取扱要領（昭和48年8月1日48民障福第425号民生局長決定（以下「本件要領」という。））によれば、重度手当の支給の対象となる重度心身障害者とは、「心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、『常時複雑な介護を必要とする者』（条例1条参照）をいい、「一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度相当者）とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された」者をいうとされている（本件要領第2・3・(1)）。

そして、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作（食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作）の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護」をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に、肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護」をいうものとされている（本件要領第2・3・(2)）。

また、条例別表（別紙1）の一の対象者は、「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」であるところ、本件要領第2・3・(3)によれば、これは、「ア 知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」又は「イ 重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」のいずれかの状態にある者とされている。

- (3) さらに、「東京都重度心身障害者手当における障害要件について」（平成11年3月18日付10福障在第1238号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。）の1

によれば、本件要領第2・3・(3)・イの「適応行動面で著しい障害」とは、具体的には、（ア）問題行動（・激しい自傷、他害、器物破損など、・著しい不潔行為（便こね、放尿等）、・異食、放火、多動を含めた危険認知不十分な行動、・激しい興奮（パニック、奇声、飛び跳ね、飛び出し等）、・日常生活に支障をきたす程のこだわり、・睡眠障害、拒食など生活習慣の著しい偏り）、（イ）精神症状（・躁鬱の波が激しい、・分裂病様の奇妙でまとまりのない行動、自発性の低下、・強迫行動のため日常生活に支障をきたす）、（ウ）難治性のてんかん、をいうとされている。

2 これを本件について、以下検討する。

(1) 本件申請書において、請求人の障害の状況は、条例別表の一に該当する旨記載されているので、請求人の障害の程度が、同別表の一に該当するものか否かについて、以下検討する。

本件診断書によれば、請求人は、知的障害については「重度の知的障害を有すると認められる。」（別紙2・1）との診断が、精神症状については「日常生活について常時複雑な配慮を要する程度の著しい精神症状を有するとは認められない。」（別紙2・2）との診断がなされている。

そこで、まず、請求人の知的障害についてみると、請求人は愛の手帳（2度）を所持しており、本件診断書にも「重度の知的障害を有すると認められる。」と記載されていることから、請求人は、「知的障害が非常に重い」（本件要領第2・3・(3)・ア）状態にあると認められる。

しかし、本件診断書の知的障害及び精神症状についての所見欄（別紙2・3）には、「身近な言葉は分かり、簡単な指示も行える。」、「食事は箸で食べる。トイレは一人で行くが、大便の後始末が不十分。」と記載されていることからすれば、請

求人が、「必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」にあると認めることはできない（本件要領第2・3・(3)・ア）。

また、上記所見欄（別紙2・3）には、「信号は分からず、単独外出は困難だが、人の後を歩く。」、「自分の思い通りにならない時や、注意されると、興奮して物や壁を蹴ったり、頭叩きや頭打ち程度の自傷をしたり、弟を叩いたり蹴るなどの他害をすることはあるが、5～10分ほどでおさまり、頻度も1～2週に1回程度に留まる。」、「てんかん発作も無い。」と記載されていることからすると、請求人が、「適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」に至っているとまでは認められない（本件要領第2・3・(3)・イ）。

以上のことからすると、請求人は、本件要領第2・3・(3)のア又はイのいずれかの状態にある者とはいえず、常時複雑な介護（介護者が常に、肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護。本件要領第2・3・(2)）を必要とするような程度に至っているとまで認めることは困難であるというほかない。

したがって、請求人は、重度の知的障害を有するものの、「日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する」（条例別表の一）とは認められないとする○○医師の診断（別紙2）に、不合理な点は認められない。

(2) よって、請求人は、条例別表に定める程度の重度の障害の状態になく、重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であり、これと同旨の結論を探る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張する。

しかしながら、請求人が条例別表に定める程度の障害の状態に

ないとした所長の判定は、本件診断書の記載内容に基づいてなされた（上記1・(1)）ところ、本件診断書に記載されている知的障害及び精神症状についての〇〇医師の所見は、請求人に対する診察及び行動観察に加えて、請求人の既往症、現病歴、身体的現症、精神的現症、問題行動及び日常行動等に関する母からの聞き取りを踏まえたものであると認められる。

そして、判定結果に基づき、重度手当の受給資格を非該当と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2（略）